

概要版

安曇野市 多様性を尊重し合う共生社会づくり計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



第1節 基本理念

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めたSDGsの理念等を踏まえ、全ての人が、多様性を認め合い責任を分かち合い、自分らしく暮らせる共生社会を目指し、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例に掲げられた3つの基本理念を、本計画の基本理念とします。

人権の尊重

全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること

多様性を活かした持続可能な地域づくり

全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択できること

活躍の推進

全ての人が、あらゆる分野の活動において共に参画し、責任を分かち合うこと

第2節 目指す社会像

安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例第1条には、「一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重される共生社会づくり」が目的であると規定しています。

本計画では、市民、事業者、教育関係者、行政の共通認識を深め、協働で推進していくため、計画期間における「目指す社会像」として、「誰もが輝ける共生社会 安曇野」を掲げます。



第3節 基本方針

人権を尊重し合い、互いの個性を認めながら対等な立場で住みよい社会を築いていくために、一人ひとりの多様性を理解し合うことが大切です。「誰もが輝ける共生社会 安曇野」を目指して、以下の3つの基本方針を掲げます。

〔基本方針1〕男女共同参画・多様な性を尊重するまちづくり

SDGsで誓われている「誰一人取り残さない」社会の実現のために、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代はありません。男女共同参画の視点を、あらゆる分野に取り込み、浸透させていく必要があります。また、生まれたときの身体的特徴で判断される性（からだの性）だけで区別できるものではなく、性自認（こころの性）や性的指向、性表現は人それぞれです。性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めていくことが必要です。

〔基本方針2〕多文化共生のまちづくり

外国籍市民等（国籍が日本以外の市民のほか、新たに日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚による子ども等を含む）を受け容れることや多様な人の集まりになることで、新しい出会い、発見、創造のイノベーション（変化・改革）などを生み出す原動力になり、市民やまちの成長につながります。

外国籍市民等と日本国籍市民がお互いを尊重し、理解し合い、安心して暮らしていくよう、多文化共生社会の実現を目指します。

〔基本方針3〕ユニバーサルデザインのまちづくり

「ユニバーサルデザイン」は、日本語では「全ての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」という意味になります。私たちのまちには、子どもから成人、お年寄り、外国人、車いすを利用する人、視覚や聴覚そのほか外見では分かりにくい障がいのある方、妊娠婦、ベビーカーを押す人など、いろいろな人が暮らしています。

人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しぐみ、サービスなどを提供していくこうとするユニバーサルデザインのまちづくりの視点を取り入れます。

社会像 誰もが輝ける共生社会 安曇野



施策の方向性
1-1 固定的な性別役割分担意識の解消
1-2 ワーク・ライフ・バランスに係る取り組みの推進
1-3 ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力の根絶
1-4 性別等の違いにかかわらず安心して暮らせる環境の整備



2-1 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消
2-2 学びとコミュニケーションの充実
2-3 安心して暮らせるまちの実現
2-4 地域社会における活躍の推進



3-1 思いやりのあるひとつづくり
3-2 みんなに役立つしくみづくり
3-3 便利に生活できるまちづくり

子ども・障がい者・高齢者向け

安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画、
安曇野市子ども・子育て支援事業計画、

基本理念

- 1.人権の尊重
- 2.多様性を活かした持続可能な地域づくり
- 3.活躍の推進

主な施策

- 1-1-1 男女共同参画の普及啓発
- 1-1-2 方針決定過程への女性の参画拡大
- 1-1-3 男女共同参画計画の進捗管理



- 1-2-1 性差別のない働く環境の整備
- 1-2-2 長時間労働の抑制、多様な働き方の推進
- 1-2-3 男女共同参画先進事業者の表彰

- 1-3-1 暴力を容認しない意識づくり
- 1-3-2 支援にアクセスできるしくみづくり
- 1-3-3 被害者支援の充実

- 1-4-1 生涯を通じた健康づくりの促進
- 1-4-2 妊娠・出産等の健康支援と権利の啓発
- 1-4-3 多様な性への理解促進と支援

- 2-1-1 多様な文化を受け入れる意識の醸成
- 2-1-2 多文化共生・国際交流団体の支援
- 2-1-3 多文化共生計画の進捗管理



- 2-2-1 「やさしい日本語」「多言語化」等の普及
- 2-2-2 地域における日本語教育と生活ルール等を学ぶ機会の充実
- 2-2-3 外国籍児童生徒等の教育の充実

- 2-3-1 相談体制の充実
- 2-3-2 生活・社会基盤の充実
- 2-3-3 防災体制の充実

- 2-4-1 多文化共生の地域交流促進
- 2-4-2 地域活動への参加促進

- 3-1-1 ユニバーサルデザインの意識啓発
- 3-1-2 業務に生かせる職員の育成
- 3-1-3 ユニバーサルデザインを推進する担い手の育成



- 3-2-1 全ての人が安心・適切な支援を受けることができるしくみ
- 3-2-2 全ての人が利用しやすい情報の提供
- 3-2-3 ユニバーサルデザイン計画の進捗管理

- 3-3-1 円滑に移動できる環境の整備
- 3-3-2 利用しやすい公共建築物等の整備
- 3-3-3 利用しやすい施設等への誘導・支援

安曇野市障害者基本計画、

安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画等、各個別計画

令和9年度末の数値目標

	指標項目	現状値	目標値
男女共同参画・多様な性を尊重するまちづくり	「男女共同参画」の重要度が「重要である」又は「やや重要である」の割合（市民意識調査）	72.0%	80%
	「性別に関わらず、能力が発揮できる地域である」と感じている人の割合（市民意識調査）	14.6%	25%
	市の管理職に占める女性の割合	部長 9.1% 課長 13.3%	部長職 14% 課長職 22%
	審議会・委員会等における女性委員の割合	22.0%	40%
	安曇野市防災会議の女性割合	18.4%	30%
	出産・子育てがしやすいまちと思う市民の割合（市民意識調査）	38.5%	40%
	6年生まで受け入れる児童クラブ数	2	9
	市男性職員の1か月以上の育児休業取得率	20%	30%
	介護・介助を主な理由とした離職・転職者率（高齢者介護課で実施するアンケート調査）	11.3%	現状値より減少
	相談窓口があることを知っている人の割合（男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査）	63.9%	80%
	「メッセージのやりとりをチェックしたり、付き合いを制限する」等が精神的DVだと認識している市民の割合（男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査）	—	70%
	子宮がん検診受診率	29.8%	35%
	乳がん検診受診率	31.8%	35%
	10万人当たりの自殺死亡者数	18.0人 (R2年)	13.9人以下
	性的マイノリティという言葉の認知度（男女共同参画・多文化共生に関するアンケート調査）	—	90%以上
	性的マイノリティへの人権施策等の重要度が「重要である」又は「やや重要である」の割合（市民意識調査）	—	90%以上

	指標項目	現状値	目標値
多文化共生のまちづくり	ふだんの生活で「差別」で困っている人の割合（外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査）	8.6%	5%以下
	安曇野市での生活の満足度（外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査）	90.5%	現状値より増加
	日本語教室の開催回数・のべ参加者数	112回 366人	120回以上 500人以上
	市外国語HPの年間アクセス件数	42回	200回以上
	外国籍市民相談窓口の認知度（外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査）	31.1%	80%以上
	外国籍市民の年金・保険の加入率（外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査）	年金 83.6% 保険 90.8%	現状値より増加
	これからも、安曇野市に住み続けたいと思う外国籍市民の割合（外国籍市民の生活実態に関するアンケート調査）	91.5%	現状値より増加
	地域での「やさしい日本語」「多文化共生」に関する出前講座と市職員研修の実施回数	2回	5回以上
	外国籍市民等を講座や学習会の講師等として依頼し、開催した回数	1講座	5講座
ユニバーサルデザインのまちづくり	「多様性の尊重」の重要度が「重要である」又は「やや重要である」の割合（市民意識調査）	71.3%	80%以上
	「多様性の尊重」や「ユニバーサルデザイン」に関するイベントや講演会、教室等の年間実施回数	2回	5回以上
	「多様性の尊重」の満足度が「満足している」又は「まあ満足している」の割合（市民意識調査）	17.6%	20%以上
	ユニバーサルデザインガイドブックの作成及び普及	－	配布 500部
	デマンド交通利用者数	78,975人	84,000人
	5.5m以上の改良済み路線に対する歩道整備率	55.7%	57.0%
	地区防災訓練の実施率	38%	75%以上

イラスト カミジョウミカ

共生社会とは

すべての人の人権が尊重され、あらゆる分野で誰もがその人らしさとその人がもつ力を十分に發揮することができる社会です。



計画の位置づけ

- ・安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例第9条に基づく計画
- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）第4条に基づく本市の推進計画
- ・その他、国「第5次男女共同参画基本計画」「地域における多文化共生推進プラン（令和2年改訂）、県「第5次長野県男女共同参画計画」「長野県多文化共生推進指針2020」、本市「安曇野市総合計画」等各種計画との整合性を図った計画

計画期間

令和5年度～9年度（5年間）

●計画書・概要版



日本語

●概要版



English



中文



Português



Tiếng Việt

安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画（令和5年度～9年度）概要版

編集・発行 安曇野市 政策部 人権共生課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

電話：0263-71-2406 FAX：0263-71-5155